

# 水と緑のふるさと基金報告書



御嶽山  
国定公園

Ontakesan  
Quasi-National Park

令和8年4月10日 御嶽山が国定公園に指定されました。

## 【目次】

1. ご寄付をいただいた皆様へ	.....	2 ページ
2. 令和7年度 寄付の概況	.....	3 ページ
3. 令和7年度 基金の使い道	.....	4~5 ページ
4. 令和7年度 基金の現在高	.....	5 ページ
5. 令和8年度 基金の使い道(事業予定)	.....	6 ページ
6. 令和7年度 寄付の受け入れデータ	.....	6~7 ページ
7. 寄付者の皆様からのメッセージ	.....	7 ページ
8. 王滝村むらづくり寄付条例	.....	8 ページ

令和8年 6 月



長野県王滝村

## 1. ご寄付をいただいた皆様へ

拝啓 初夏の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素より当村の「水と緑のふるさと基金」へ格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。

平成18年より開始したふるさと納税制度も、今年で21年を迎えました。これまでに延べ3,400名の方々から、累計で約2億4千万円の温かいご支援をいただき、木曽御嶽山の自然環境保全や森林整備、森林鉄道の文化資産保存など、多様な取り組みに活用させていただいております。本年4月10日には、全国で58番目、長野県では5番目となる国定公園に「御嶽山国定公園」として指定されたところです。これまで以上に自然環境の保全、歴史・文化の継承に取り組んでいく所存です。

人口減少や御嶽山の噴火災害の影響など、当村を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、その一方で豊かな自然と伝統文化を守り、未来へつなげる債務はますます重くなっております。

この度のご寄付は「小さくても輝ける村づくり」を進める大切な原動力であり、いただいた資金は環境保全や地域振興などに活かさせていただいております。返礼品としてご用意している「アウトドアレース参加券」や「王滝村ふるさと応援商品券」は、皆様に村の魅力を直接体験していただくことを願い、地域経済の活性化につなげるためのものです。ぜひ当村へお越しいただき、豊かな自然の中でリフレッシュしていただければ幸いです。

令和8年はふるさと納税21年、また御嶽山噴火災害から12年となります。皆様の変わらぬご支援に深く感謝申し上げますとともに、今後も一步一步着実に前進してまいります。

結びに、皆様のご健康と益々のご繁栄をお祈り申し上げ、令和7年度の「水と緑のふるさと基金」への感謝と報告に代えさせていただきます。



王滝村長 越原道廣

## 2. 令和7年度 寄付の概況

令和7年度（第20期）は、延べ322件（313人）のご寄付をいただきました。寄付金の総額は1,939万9,824円でした。

事業項目	寄付額（円）	件数（件）
① 木曽御嶽山の環境整備	10,670,000	186
② 森林整備及び水源涵養	5,719,500	61
③ 自然エネルギーの利用促進	183,000	5
④ 教育の推進並びに文化の保全及び育成	583,000	19
⑤ 交流人口の増加	1,120,000	24
未指定	1,124,324	27
<b>合 計</b>	<b>19,399,824</b>	<b>322</b>

なお、過去5年の寄付の概況は下表のとおりです。

事業項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	寄付額（円）	件数	寄付額（円）	件数	寄付額（円）	件数
①木曽御嶽山の環境整備	3,855,000	59	4,893,000	103	7,726,500	144
②森林整備及び水源涵養	2,992,400	31	1,373,980	43	5,701,870	48
③自然エネルギーの利用促進	83,000	4	299,000	9	134,000	4
④教育の推進並びに文化の保全及び育成	620,000	19	628,000	21	905,000	20
⑤交流人口の増加	125,000	8	682,000	19	968,000	26
未指定	7,810,000	43	1,642,000	27	1,770,000	32
<b>合 計</b>	<b>15,485,400</b>	<b>164</b>	<b>9,517,980</b>	<b>222</b>	<b>17,205,370</b>	<b>274</b>

事業項目	令和6年度		令和7年度		平成18年度からの合計	
	寄付額（円）	件数	寄付額（円）	件数	寄付額（円）	件数
①木曽御嶽山の環境整備	13,406,500	161	10,670,000	186	91,799,772	1,533
②森林整備及び水源涵養	6,845,500	92	5,719,500	61	69,840,274	880
③自然エネルギーの利用促進	197,000	6	183,000	5	6,547,500	117
④教育の推進並びに文化の保全及び育成	958,000	29	583,000	19	14,138,659	406
⑤交流人口の増加	930,000	25	1,120,000	24	5,429,000	140
未指定	1,265,219	27	1,124,324	27	55,479,158	681
<b>合 計</b>	<b>23,602,219</b>	<b>340</b>	<b>19,399,824</b>	<b>322</b>	<b>243,234,363</b>	<b>3,757</b>

### 3. 令和7年度 基金の使い道

【令和7年度事業実績】

(単位:千円)

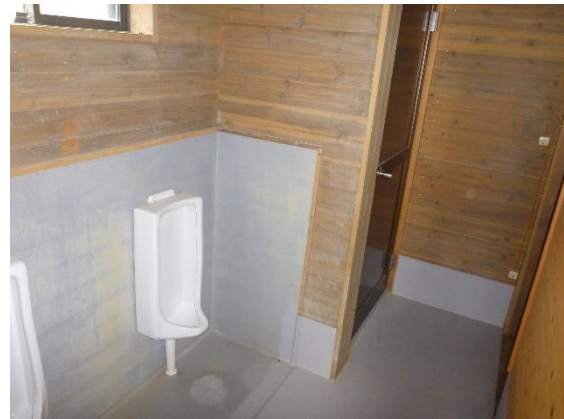
事業項目	実施事業	事業費	基金充当額
木曽御嶽山の環境整備	王滝頂上トイレ棟改修	5,830	5,800
森林整備及び水源涵養	林道王滝線修繕	792	790
教育の推進並びに文化の保全及び育成	学校教育の充実（図書購入）	567	560
交流人口の増加	長野県立大学包括連携事業	346	340
合計		<b>7,535</b>	<b>7,490</b>

#### ○木曽御嶽山の環境整備

##### 王滝頂上避難施設トイレ棟改修



施工後



施工後

#### ○森林整備及び水源涵養

##### 林道王滝線修繕



実施前



実施後

※この林道は、主に森林整備や木材搬出で使用されるほか、アウトドアレース時のコースとしても使用されています。

○教育の推進並びに文化の保全及び育成

・小中学校の図書（336冊）の購入費として活用しました。



○交流人口の増加

長野県立大学包括連携事業



子供たちを対象とした虫取りイベント開催



活動報告会

4. 令和7年度 基金の現在高

寄付金は全額、水と緑のふるさと基金に積立てました。

運用益として164,000円の基金利子が生じ、令和7年度末（令和8年3月31日）現在高は、1億170万4,223円となっています。

（単位：円）

事業項目	寄付金額合計	これまでの 基金取り崩し	令和7年度末 基金の現在高
① 木曽御嶽山の環境整備	91,799,772	45,530,000	46,269,772
② 森林整備及び水源涵養	69,840,274	55,519,000	14,321,274
③ 自然エネルギーの利用促進	6,547,500	840,000	5,707,500
④ 教育の推進並びに文化の保全 及び育成	14,138,659	11,529,000	2,609,659
⑤ 交流人口の増加	5,429,000	3,140,000	2,289,000
未指定	55,479,158	25,527,099	29,952,059
利子	554,959	-	554,959
<b>合計</b>	<b>243,789,322</b>	<b>142,085,099</b>	<b>101,704,223</b>

## 5. 令和8年度 基金の使い道（事業予定）

令和8年度は、基金から、1,384万円を使用する予定です。（令和8年度王滝村一般会計当初予算に計上しました。）今後、事業内容と基金の残高を考慮しながら実施に向けた検討を重ね、より良い有効活用を図るため事業展開を進めていきます。

（単位：千円）

施策メニュー	実施事業	事業費	基金充当額
木曽御嶽山の環境整備	王滝頂上避難施設便槽改修	4,620	4,620
木曽御嶽山の環境整備	田の原園地整備	2,000	2,000
森林整備及び水源涵養	造林事業	42,382	3,000
森林整備及び水源涵養	林道倉越線橋梁修繕	5,500	2,750
教育の推進並びに文化の保全及び育成	児童図書整備 学校地域開放事業	600	600
交流人口の増加	長野県立大学連携事業	873	870
<b>計</b>		<b>55,975</b>	<b>13,840</b>

## 6. 令和7年度 寄付の受け入れデータ

### ●返礼品の内訳

返礼品項目	人数	金額(円)
王滝村ふるさと応援商品券	115	4,712,000
2025 OSJ ONTAKE100 100 km出場権	53	3,021,000
2025 OSJ ONTAKE100 100 マイル出場権	2	128,000
2025 SDA クロスマウンテンバイク 100 km出場権	10	470,000
2025 SDA クロスマウンテンバイク 51 km出場権	8	240,000
2025 SDA クロスマウンテンバイク 20 km出場権	1	24,000
2026 OSJ ONTAKE100 100 km出場権	59	3,717,000
2026 OSJ ONTAKE100 100 マイル出場権	8	560,000
遊漁許可証	17	510,000
返礼品希望なし	40	6,017,824
<b>寄付合計</b>	<b>313</b>	<b>19,399,824</b>

## ●ご寄付いただいた皆様の紹介

※個人名、団体名 の掲載については、了承を得ています。  
 ※郵便振込用紙、窓口からの寄付者のみなさまは、氏名、住所、金額を掲載しています。

### 【個人の寄付者の皆様】(敬称略、順不同)

氏名	住所	寄付金額(円)	氏名	住所	寄付金額(円)
古木 新一	神奈川県 大和市	500,000	出口 宣夫	東京都 豊島区	50,000
丸山 朝日	群馬県 高崎市	40,000	松崎 健自	大阪府 島本町	5,000
丸山 幸枝	群馬県 高崎市	30,000			

※さとふる、ふるさとチョイスからの寄付者の皆様は、氏名のみ掲載しています。(敬称略、順不同)

阿部 博史	新井 一夫	中江 智	阿原 学	坂倉 守	浦 大輔	鈴木 則夫	河口 東
飯吉 宏治	松浦 陽一	滝 新努	関 翔太	三宅 徹	生盛 葉子	小西 正晃	浜中 志奈子
圃中 朝夫	竹藪 豊	中村 泰也	古橋 啓太	塚田 泰寛	中村 彰秀	仰木 文男	塚本 修一

### 【団体の寄付者の皆様】(敬称略、順不同)

団体名	住所	寄付金額(円)
一般財団法人ピーくん財団	東京都 足立区	2,000,000
NPO 法人ガイア・イニシアティブ	東京都 港区	250,000
株式会社リンクス	長野県 飯田市	50,000
水資源機構おんたけスキー交流会参加者一同	長野県 木曽町	7,324
有限会社パワースポーツ (OSJ ONTAKE100 参加費より)	神奈川県 鎌倉市	759,500
有限会社パワースポーツ (SDA 王滝 参加費より)	神奈川県 鎌倉市	578,000

## 7. 寄付者の皆様からのメッセージ

- ・毎年、溪流釣りに行かせて頂いています。少しでも環境整備に活用していただくと幸いです。
  - ・次回はキャンプと溪流釣りに行きたいです。美しい自然を保つ応援させていただきます。
  - ・昨年からは釣りでお世話になっております。昨年初めてお邪魔しましたが、大変落ち着く環境と大自然が残った地域でした！ぜひともこの大自然を含む原種ヤマトイワナを守ってほしいと思います！
  - ・3度目の参加です。過去に住んでいて王滝村は第二の故郷だと思っています。
  - ・王滝村をいつも心から応援しています！
  - ・健全で持続可能な水循環・資源循環への取り組みを応援します。
  - ・御嶽山には子供の頃からスキーに行っていました！今は子供を連れて行っています。愛着があります。
  - ・がんばってください。
- (お寄せいただいたメッセージのうち、公開を了承いただいたものを掲載させていただきました。)

## 8. 王滝村むらづくり寄付条例

平成 18 年 9 月 21 日  
条例第 24 号

(目的)

第 1 条 この条例は、王滝村内外からの寄付を通じた参加型の地方自治を実現し、王滝村の地域にあった活力あるむらづくりに資することを目的とする。

(基金の設置)

第 2 条 前条に規定する目的に対し、王滝村へ寄付を行う者（以下「寄付者」という。）から收受した寄付金を適正に管理運用するために、水と緑のふるさと基金（以下「基金」という。）を設置する。

(寄付金の使途指定等)

第 3 条 寄付者は、自らの寄付金の使途について、次の各号のうちからあらかじめ指定することができる。なお、指定のない寄付金については、村長が指定を行うものとする。

- (1) 木曾御嶽山の環境整備に関する事業
- (2) 森林整備及び水源涵養に関する事業
- (3) 環境保全（地球温暖化対策等）に関する事業
- (4) 教育の推進並びに文化の保全及び育成に関する事業
- (5) 交流人口の増加に関する事業
- (6) その他目的達成のために村長が必要と認める事業

(寄付者への配慮)

第 4 条 村長は、基金の積立て、管理及び処分その他基金の運用に当たっては、寄付者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

(基金の積立て)

第 5 条 基金として積立てる額は、第 1 条の目的のために寄付された寄付金の額とする。

(基金の管理)

第 6 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。  
2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(基金の収益処理)

第 7 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第 8 条 基金は、第 1 条の目的を達成するため、第 3 条各号に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(基金の繰替運用等)

第 9 条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰入れて運用することができる。

(運用状況の報告及び公表)

第 10 条 村長は、毎年度の終了後 3 ヶ月以内にこの条例の運用状況について、公表しなければならない。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 16 日条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 9 日条例第 8 号）

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。



この報告書は、役場ホームページにも掲載しています。

発行／編集／印刷

〒397-0201 長野県木曾郡王滝村 3623

王滝村役場 総務課 企画係

TEL:0264(48)2001 FAX:0264(48)2172

Email:otaki-kikin@vill.nagano-otaki.lg.jp

ホームページ: <http://www.vill.otaki.nagano.jp/>